第４章　望ましい環境像の実現に向けた取組み

基本目標１

【脱炭素化】（地球温暖化防止実行計画 区域施策編）

次世代に引き継ぐ脱炭素社会の実現に貢献できるまち

【地球温暖化防止実行計画（区域施策編）としての位置づけ】

本計画では、基本目標１を地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」として位置づけます。

成果指標

基本目標	施策	成果指標		
		指標	現状値	目標値
次世代に引き継ぐ脱炭素社会の実現に貢献できるまち	（1）省エネルギー化の促進	市域の二酸化炭素総排出量	415 千 t-CO_2 (2020 年度)	241 千 t-CO_2 以下
	（2）再生可能エネルギーの利用促進	市域の再生可能エネルギー導入容量（累計）	25,979kW (2021 年度)	37,300kW 以上
	（3）脱炭素型まちづくりの推進	市域のクリーンエネルギー自動車の登録台数（累計）	209 台 (2021 年度)	415 台 以上

本計画の対象とする温室効果ガス及び部門

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で対象とされている温室効果ガスのうち、市民の暮らしや事業活動に最も密接に関連する「二酸化炭素（CO_2）」とします。

また、対象部門は、有効な対策・施策を講じられる、産業・業務・家庭・運輸（エネルギー起源（CO_2））及び一般廃棄物（非エネルギー起源（CO_2））とします。

対象部門と排出源

対象部門			排出源
二酸化炭素（CO_2）	エネルギー起源 CO_2	産業部門	農林水産業、建設業、製造業でのエネルギー消費（電気・燃料の使用）に伴い排出
		業務その他部門	オフィスや店舗等でのエネルギー消費（電気・燃料の使用）に伴い排出
		家庭部門	家庭でのエネルギー消費（電気・燃料の使用）に伴い排出
		運輸部門	自動車や鉄道でのエネルギー消費（燃料の使用）に伴い排出
	非エネルギー起源 CO_2	一般廃棄物	一般廃棄物中の廃プラスチック等の焼却処理時に排出

コラム：二酸化炭素以外の温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、二酸化炭素のほかにもメタンや一酸化二窒素等６種類のガスがあります。

ただし、二酸化炭素に比べるとその排出量は少なく、６種類の温室効果ガスをすべて合わせても日本全体の温室効果ガス排出量の１割に満たない量となっています。

そのため本市では、排出量が多く、排出源も多岐にわたり、市民の暮らしや事業活動に密接に関係している二酸化炭素について、本計画の対象として扱い、管理していきます。

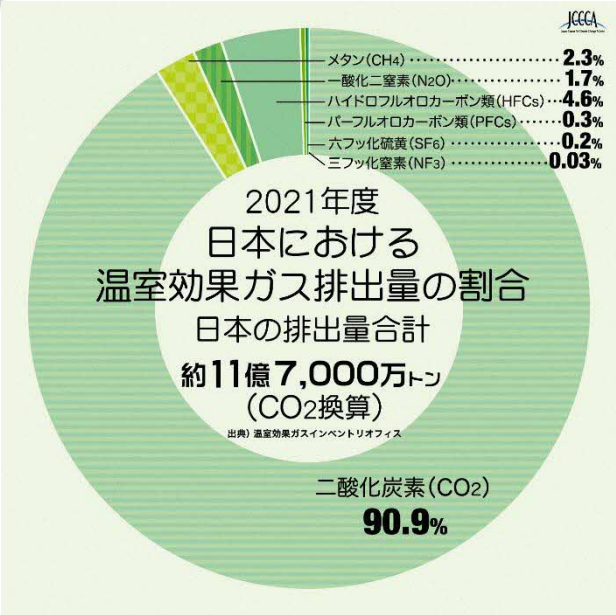

出典：温室効果ガスイベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
（https://www.jccca.org/）より

種類	用途・発生源
メタン（CH_4）	天然ガスの主成分、廃棄物の埋め立て、牛等の家畜のゲップ等
一酸化二窒素（N_2O）	廃棄物の焼却、農地に散布された窒素肥料等、麻酔の笑気ガス
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	エアコンや冷蔵庫の冷媒や建物の断熱材等
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体の製造プロセス等
六フッ化硫黄（SF_6）	電気の絶縁体等
三フッ化窒素（NF_3）	半導体の製造プロセス等

本市の二酸化炭素排出量削減目標

2050（令和 32）年度までの二酸化炭素排出量実質ゼロを見据え、以下の削減目標を掲げます。

本計画の削減目標

2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で
二酸化炭素（CO_2）総排出量を 46%以上削減

図表 4.1　二酸化炭素（CO_2）の排出量削減目標

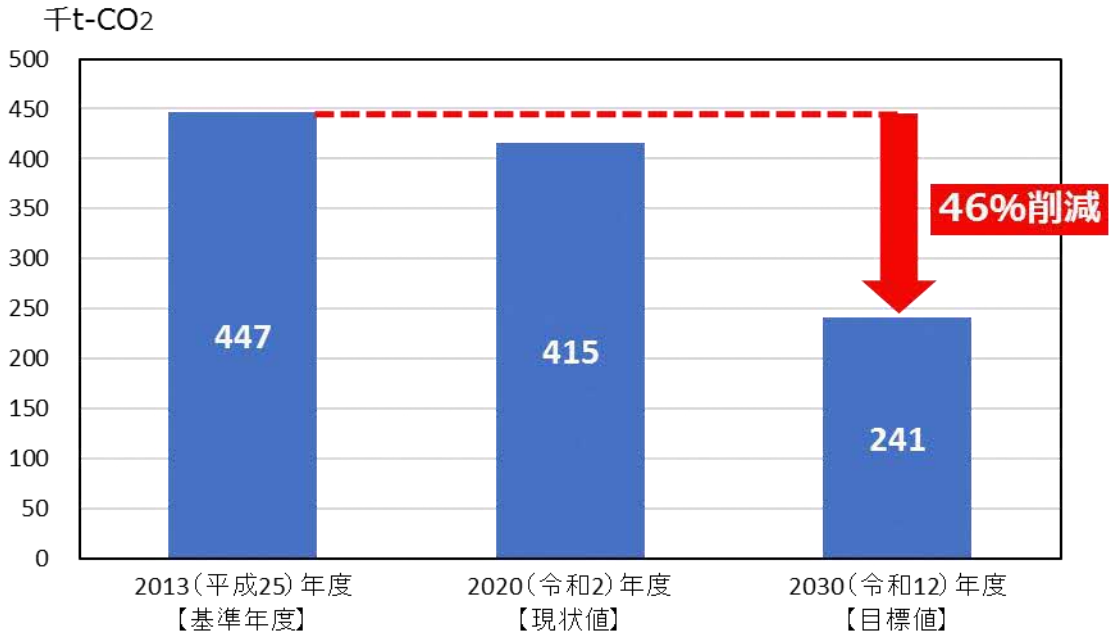

本市の再生可能エネルギー導入目標

2050（令和 32）年度までの二酸化炭素排出量実質ゼロを見据え、以下の導入目標を掲げます。

本計画の導入目標

2030（令和 12）年度までに
太陽光発電設備の導入容量（累積）を
37,300kW 以上増加

図表 4.2　再生可能エネルギーの導入目標

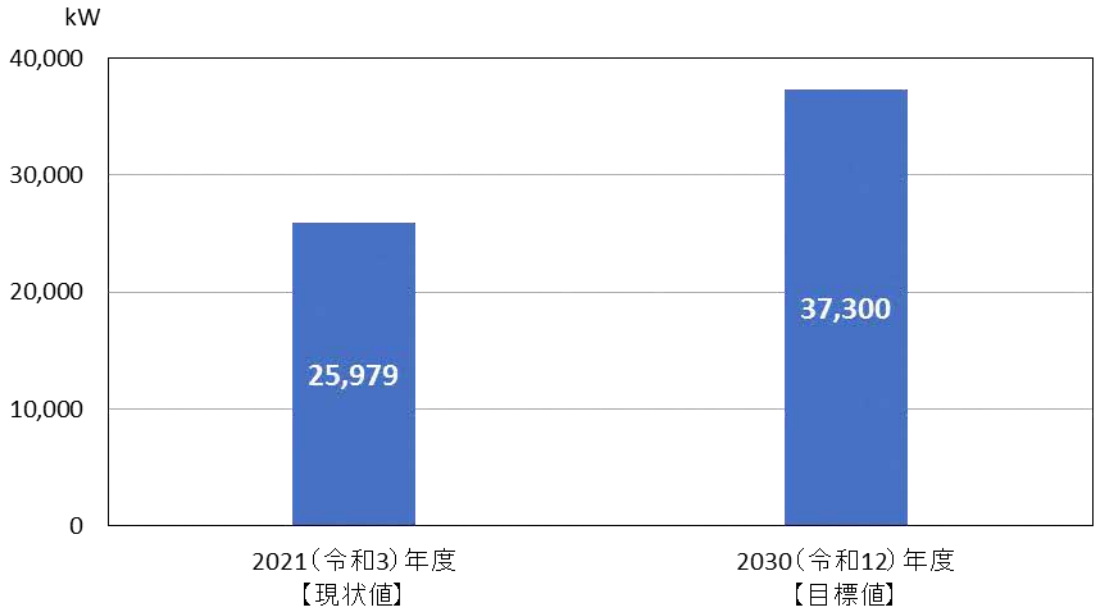

コラム：さまざまな再生可能エネルギー

現在、市内で最も多い再生可能エネルギーは、半導体に光が当たると電気が発生する現象を利用した太陽光パネルの設置による太陽光発電ですが、太陽光発電以外にも以下のような様々な再生可能エネルギーがあります。

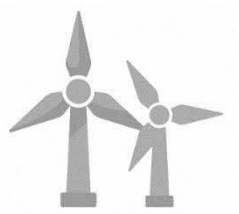

風力発電
風の力を利用して風車を回して発電。

水力発電
高い所に貯めた水を低い所に落とすことで、その力(位置エネルギー)を利用して水車を回して発電。

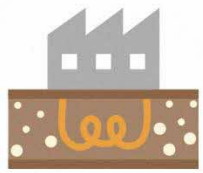

地熱発電
火山近くの地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水等で取り出し、タービンを回して発電。

バイオマス発電
木材や動植物等の生物資源（バイオマス）をエネルギー源として発電。

施策 1　省エネルギー化の促進

二酸化炭素排出量削減のために、建物や設備機器等の省エネルギー化、高効率化を促進すると同時に、市民、事業者、市が一体となって省エネルギー行動に取り組みます。

成果指標

成果指標			達成に寄与する取組み		
指標	現状値	目標値	市	市民	事業者
市域の二酸化炭素総排出量	415 千 t-CO_2 (2020 年度)	241 千 t-CO_2 以下	1～3	①～⑦	①～⑧

市の取組み

1　省エネルギー行動を促進します。

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容・ライフスタイル転換を目指す「デコ活※p.44 参照」への参加拡大を促進します。また、家庭における効果的な省エネルギー対策に関する情報を提供するとともに、省エネルギー行動を促進する仕組みを作っていきます。さらに、事業者に対してはより効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネルギー診断の周知と受診の促進、設備の適切な運転管理と保守点検等の実施を促進します。

【主な取組み】

- 重 点 **【新規】**家庭・事業所における効果的な省エネルギー活動のための「デコ活」の参加促進（環境政策課）
- **【新規】**エネルギー使用量測定ツール等の省エネルギー対策に関する情報提供（環境政策課）
- **【新規】**省エネルギー行動に対するポイント付与制度の導入検討（環境政策課）
- みどりのカーテンの普及促進（環境政策課）
- 県と連携した中小事業者向け省エネルギー診断の受診促進（環境政策課）
- 事業所内設備のエコチューニング（既存設備・機器の適切な運転）の促進（環境政策課）
- 事業所における環境マネジメントシステム※p.44 参照（エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証等）の導入促進（環境政策課）
- 家庭への省エネルギー機器等の導入支援（環境政策課）

コラム：環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、環境に配慮した事業活動を行うための組織のしくみのことです。国際規格である「ISO14001」や環境省が策定した「エコアクション 21」をはじめとして、「エコステージ」や「グリーン経営認証」等、環境マネジメントシステムには様々な種類があります。組織に合った環境マネジメントシステムを選び運用していくことで、環境配慮活動とともに経営改善等にもつなげていくことが可能です。

コラム：デコ活

「デコ活」とは、2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度 CO_2 削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です。日々の暮らしの中で取り組める省エネルギー行動としては、クールビズ・ウォームビズ、ごみの削減・分別、地産地消・食べきり、公共交通・自転車の利用等があります。

「デコ活」の「デコ」は、英語の脱炭素「デカーボナイゼーション」と「エコ」を組み合わせた造語で、二酸化炭素（CO_2）を減らす環境に良い活動という意味が込められています。

まずはここからはじめるアクションとして、

- デ　電気も省エネ　断熱住宅
- コ　こだわる楽しさ　エコグッズ
- カ　感謝の心　食べ残しゼロ
- ツ　つながるオフィス　テレワーク

出典：環境省ウェブサイト「デコ活」

を掲げ、取組みによる効果や関連するサポート情報がポータルサイトに掲載されています。

2 公共施設における率先的な省エネルギー対策を推進します。

市役所をはじめとする公共施設においては、「四街道市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」に基づき、省エネルギー対策を推進します。

【主な取組み】

- 公共施設への省エネルギー機器の導入推進（施設所管課）
- 公共施設における省エネルギー行動の実施（全課）

コラム：市の CO_2 削減の取組み

市では、「四街道市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定し、市の事務事業における温室効果ガスの削減に取り組んでいます。2012 年度の温室効果ガス排出量に対して、2030 年度までに 48.5%以上削減することを目標として、執務室の空調や照明の省エネ、公用車のエコドライブ等日常業務の取組みに加え、公園・防犯灯等の公共設備の LED 化、公共施設の屋根等への太陽光発電設備の導入等に取り組んでいます。

3 建築物の省エネルギー化を促進します。

省エネルギー性能に優れた住宅や建築物のメリットを周知する等、新設される住宅やビルの ZEH・ZEB 化※p.46 参照や、既存の建築物の断熱改修等を促進します。

新築の公共施設は ZEB 化を検討するとともに、施設の改修時においてはエネルギー消費性能の向上を図ります。

【主な取組み】

- 戸建住宅、集合住宅、ビルの新築・増改築時における省エネルギー化に関する情報提供（環境政策課）
- 公共施設の新築時における ZEB 化の検討及び改修時におけるエネルギー消費性能の向上（施設所管課）

コラム：ZEH・ZEB

ZEH（Net Zero Energy House：ゼッチ）とは、住宅の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅のことです。

ZEH がエネルギー対策を行った一般住宅を指すのに対し、ZEB（Net Zero Energy Building：ゼブ）はエネルギー対策を行ったビルや工場、学校等の建築物を指します。

国では、2030 年までに新築の建築物は ZEH・ZEB が標準になることを目指しており、建設会社やハウスメーカー等では、建築物の ZEH 化に向けた動きが加速しています。

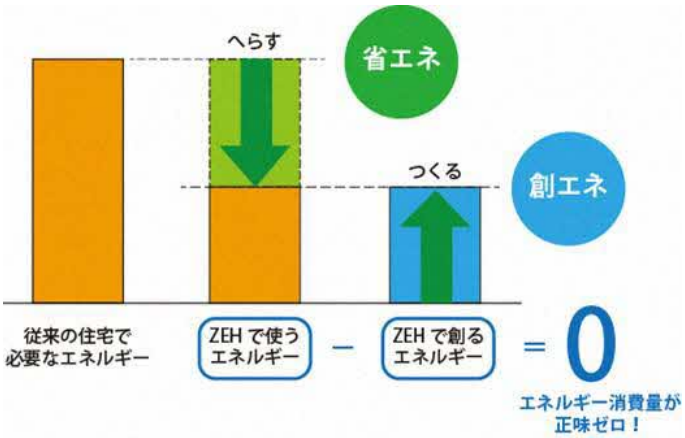

【ZEH・ZEB のメリット】

高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができるほか、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができる等のメリットがあります。

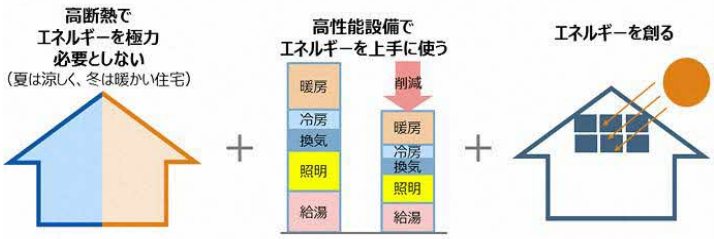

さらに、高い断熱性能を有する建物は、室内に寒さや暑さの影響が伝わりにくくなるため、快適な室内環境を維持できるほか、急激な温度変化で身体がダメージを受けるヒートショックの防止等の健康面でもメリットがあります。

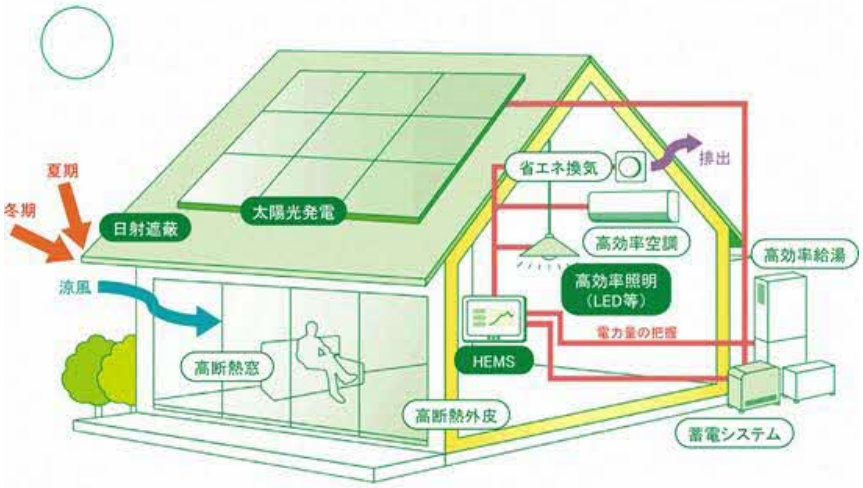

出典：経済産業省

市民の取組み

① 日々の暮らしの中でデコ活に取り組みましょう。

② こまめな消灯、クールビズ・ウォームビズ、使用していない家電はコンセントから抜く等、家庭でできる省エネルギー行動に取り組みましょう。

③ 家庭での二酸化炭素排出源の多くを占める入浴や給湯のガス機器は、温度設定や使用時間に特に注意しましょう。

④ 窓への断熱シートの貼付、みどりのカーテンや屋上緑化等により、冷暖房を効率的に使用しましょう。

⑤ エネルギー使用量測定ツールを活用して、家庭でのエネルギー消費状況を把握しましょう。

⑥ 家電を買い替えるときは、統一省エネラベル等を参考に、省エネルギー性能の高い機器を選びましょう。

⑦ 住宅の新築や改築の際は、エネルギー性能の向上を図りましょう。

事業者の取組み

① 日々の業務の中でデコ活に取り組みましょう。

② 昼休みの消灯、クールビズ・ウォームビズ等、日常業務での省エネルギー行動に取り組みましょう。

③ 窓への断熱シートの貼付、みどりのカーテンや屋上緑化等により、冷暖房を効率的に使用しましょう。

④ 省エネルギー診断により、業務用施設のエネルギー消費状況を把握し、効率的にエネルギーを利用しましょう。

⑤ 事業所内の設備に対して、エコチューニング※1 を実施しましょう。

⑥ 設備機器の更新や建物のリフォームの際には、高効率空調や BEMS※2 等の省エネルギー型設備を導入しましょう。

⑦ 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証等）の導入に努めましょう。

⑧ 事務所の新築や改築の際は、エネルギー消費性能の向上を図りましょう。

※１ エコチューニング：エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより二酸化炭素の排出削減等を行うこと。

※２ BEMS：業務用ビル等の建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。

施策２　再生可能エネルギーの利用促進

二酸化炭素排出量削減のために、市内における太陽光発電設備や蓄電システム等の導入を促進し、再生可能エネルギーの利活用に取り組みます。

成果指標

成果指標			達成に寄与する取組み		
指標	現状値	目標値	市	市民	事業者
市域の二酸化炭素総排出量	415 千 t-CO_2 (2020 年度)	241 千 t-CO_2 以下	1 2	①②	①②
市域の再生可能エネルギー導入容量（累積）	25,979kW (2021 年度)	37,300kW 以上	1	①	①

市の取組み

1　再生可能エネルギーの適切な導入を促進します。

太陽光等本市に適した再生可能エネルギーについて、自然環境や生活環境への影響に配慮しながら導入拡大を図ります。また、再生可能エネルギーを無駄なく活用するための蓄電システム等の導入を推進します。

【主な取組み】

- 重 点 **【新規】**公共施設への太陽光発電 PPA モデル※p.49 参照等の導入検討（環境政策課）
- 太陽光発電設備の設置に係る自然環境や生活環境への配慮（環境政策課）
- 太陽光発電システムや蓄電システム等の再生可能エネルギーの活用に関する情報提供・導入支援（環境政策課）

2　再生可能エネルギーの調達を促進します。

再生可能エネルギー由来の電力契約や水素エネルギーの活用等に関する情報を収集し、普及促進します。

【主な取組み】

- **【新規】**市民や事業者に対する再生可能エネルギー由来の電力契約に関する情報提供（環境政策課）
- 公共施設における再生可能エネルギー由来の電力調達の検討（環境政策課、施設所管課）
- 水素エネルギーの活用、インフラ整備等に関する国・県等の動向把握や関連情報の収集（環境政策課）

市民の取組み

① 太陽光発電や太陽熱利用システム等の再生可能エネルギーを導入しましょう。
② 再生可能エネルギー由来の電力契約に努めましょう。

事業者の取組み

① 太陽光発電や太陽熱利用システム等の再生可能エネルギーを導入しましょう。
② 再生可能エネルギー由来の電力契約に努めましょう。

コラム：PPA

PPA（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味で、第三者モデルともよばれています。企業や自治体等の需要家が保有する施設の屋根や遊休地を PPA 事業者が借りて無償で発電設備を設置するオンサイト PPA モデルでは、発電した電気を需要家が自分たちの施設で使うことで、電気料金と CO_2 排出の削減ができます。設備の設置に係る初期費用がかからず、メンテナンスも PPA 事業者が実施するため管理の手間や負担なく、再エネ電力を使用することができます。

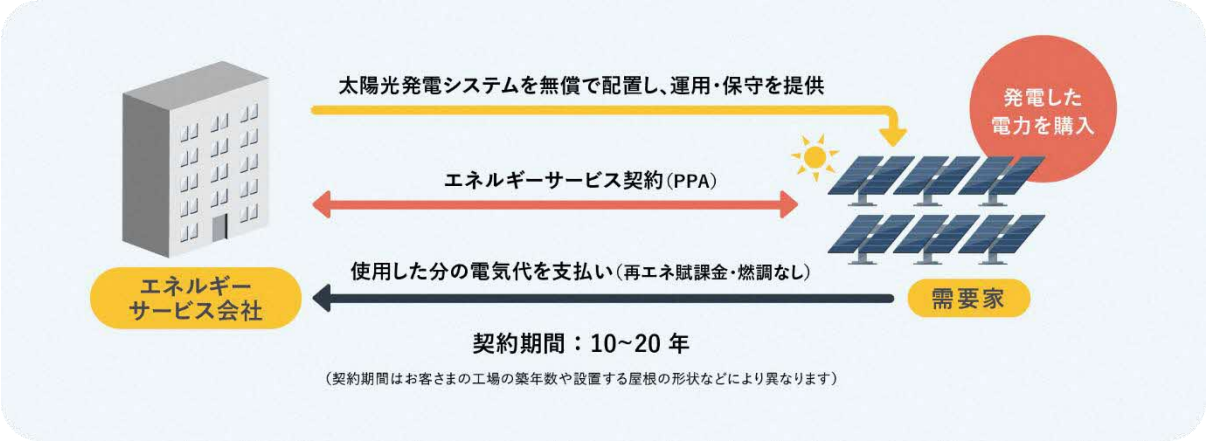

出典：環境省ホームページ「再エネスタート」
（https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/howto/03/）

施策３　脱炭素型まちづくりの推進

二酸化炭素排出量削減のために、都市機能の集約化や公共交通の利用促進等、まちの脱炭素化に取り組みます。また、二酸化炭素吸収源となる森林の整備等を促進します。

成果指標

成果指標			達成に寄与する取組み		
指標	現状値	目標値	市	市民	事業者
市域の二酸化炭素総排出量	415 千 t-CO_2 (2020 年度)	241 千 t-CO_2 以下	1 2	①～③	①～④
市域のクリーンエネルギー自動車の登録台数（累計）	209 台 (2021 年度)	415 台 以上	2	②	②

市の取組み

1　脱炭素型のまちづくりを推進します。

都市機能の集約化、公共交通の利用促進とマイカーの利用抑制、歩道や自転車通行空間の整備等により、脱炭素型のまちづくりを推進します。

【主な取組み】

- 重点　CEV（Clean Energy Vehicle クリーンエネルギー自動車）、V2H※1（Vehicle to Home）、V2B※2（Vehicle to Building）の普及促進（環境政策課）
- **【新規】**公共施設や商業施設等への電気自動車充給電設備等、電動車の普及に必要なインフラの整備促進（環境政策課、施設所管課）
- 都市機能の集約化の推進（都市計画課）
- 歩道や自転車通行空間の整備（土木課、市街地整備課）
- エコドライブの啓発（環境政策課）
- 公用車への電動車の導入（環境政策課、管財課）
- 廃棄物の焼却により発生するエネルギーの回収及び有効利用の検討（廃棄物対策課、クリーンセンター）
- 公共交通の利用促進、駅や公共施設等の拠点と市内各地域をつなぐ効率的で持続可能な交通サービスの実現に向けた取組みの推進（くらし安全交通課）

※1　V2H：電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に搭載されたバッテリーから電力を取り出して住宅で使用したり、住宅経由で充電したりできるしくみのこと。
※2　V2B：V2H が住宅で電力を活用するのに対し、オフィスビル等で一度に複数の電気自動車やプラグインハイブリッド自動車を接続して、建物と自動車間で電力を活用できるしくみのこと。

2 吸収源対策を促進します。

大気中から二酸化炭素を吸収している森林の整備、保全、活用を促進します。

【主な取組み】

- 重 点　森林環境譲与税※p.60 参照の活用等による、手入れの行き届かない人工林の整備・保全（産業振興課）
- **【新規】**木材の公共施設への利用、木製製品への加工、木質バイオマスへの活用等、森林資源の有効活用（産業振興課）
- **【新規】**民間企業や他地域とのカーボン・オフセットの可能性の検討（環境政策課）
- 公園等の樹木の保全（都市計画課）

市民の取組み

① 自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関で移動しましょう。

② 自家用車の購入に際しては、CEV 等環境にやさしい自動車の購入を検討しましょう。

③ 自動車を運転する際は、エコドライブを心がけましょう。

事業者の取組み

① 自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関で移動しましょう。

② 事業用車の購入に際しては、CEV 等環境にやさしい自動車の購入を検討しましょう。

③ 自動車を運転する際は、エコドライブを心がけましょう。

④ 同一場所への人の移動や同一経路の荷物の運搬はできるだけ 1 台の車で行う等、効率良く社用車を利用しましょう。

基本目標２

【自然共生】

思いやりの心が育まれる自然豊かなまち

成果指標

基本目標	施策	成果指標		
		指標	現状値	目標値
思いやりの心が育まれる自然豊かなまち	（1）生物多様性の保全	ホタル生息（確認）数	988 匹 (2022 年度)	毎年度 1,000 匹 以上
		自然環境保全地区の数	新規指標のため現状値無し	3 箇所 以上
	（2）みどり・水辺の保全	自然環境に満足している市民の割合	38% (2022 年度)	50% 以上

施策１　生物多様性の保全

市内の豊かな生態系を維持し、人と動植物が触れ合える空間を将来に残していくために、市民、事業者、市が連携して動植物の生息・生育環境の保全活動に取り組みます。

成果指標

成果指標			達成に寄与する取組み		
指標	現状値	目標値	市	市民	事業者
ホタル生息（確認）数	988 匹 (2022 年度)	毎年度 1,000 匹 以上	1～3	①～④	①～③
自然環境保全地区の数	新規指標のため現状値無し	3 箇所 以上	2	③	②

市の取組み

1　市内の生きものの生息・生育状況を把握します。

市内の動植物の生息・生育状況は生物多様性を保全するうえで基本的な情報となることから、市民等との協働により実態把握に努めます。

特に本市におけるホタルについては、生物多様性の関連バロメーターであるとともに、市民の生物に対する思いやりのバロメーターとして実態把握を継続します。

【主な取組み】

- 重 点 **【新規】**生きもの調査の実施（環境政策課）
- 市民や環境保全活動団体等との協働による動植物の実態把握（環境政策課）

2　生物多様性保全の取組みを推進します。

市民協働により把握した基礎情報をもとに、山梨地区や上野・南波佐間地区等のホタル自生地等、特に保全が必要な場所を「自然環境保全地区」として選定し、土地所有者の協力を得ながら環境保全活動団体と協働で保全します。また、生態系に影響を与える外来生物への対策を推進します。

【主な取組み】

- 重 点 自然環境保全地区の選定、環境保全活動団体等との協働による保全（環境政策課）
- 自然共生サイト※p.57 参照認定取得に向けた取組みの検討（環境政策課）
- 生態系や農作物に被害を及ぼす外来生物についての情報収集、防除の推進（環境政策課、産業振興課）

3 生物多様性に関する情報発信・啓発活動を実施します。

生物多様性について市民等の理解を深め、保全行動につなげるため、生物多様性に関する情報発信や、自然環境保全地区を活用した自然観察会等を実施します。

【主な取組み】

- **【新規】**よつかいどうの生きもの情報の作成・公表（環境政策課）
- 生物多様性の確保や外来生物対策に関する市の取組み状況の発信・啓発活動の実施（環境政策課）
- 環境保全活動団体と連携した自然観察会等の開催（環境政策課）

市民の取組み

① 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めましょう。

② 生きもの調査に参加しましょう。

③ 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントに参加しましょう。

④ 外来生物について理解を深め、外来種被害予防三原則『入れない』『捨てない（放さない、逃がさない）』『拡げない（増やさない）』を守りましょう。

事業者の取組み

① 開発や施設建設の際には、生物多様性の保全に配慮しましょう。

② 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントに参加・協力しましょう。

③ 外来生物について理解を深め、外来種被害予防三原則『入れない』『捨てない（放さない、逃がさない）』『拡げない（増やさない）』を守りましょう。

コラム：市内で見られる貴重な動植物と特定外来生物

市内には様々な貴重な動植物が生息・生育しています。植物では、環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に選定されているクサナギオゴケ、ヤブムグラ、キンラン、マヤラン、クマガイソウや千葉県レッドリストで重要保護に選定されているオニノヤガラ、カキツバタ、コウホネ、要保護に選定されているカタクリをはじめとして、多くの貴重な植物の生育が確認されています。

動物では、環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に選定されているサシバ、ミナミメダカ、準絶滅危惧に選定されているオオタカ、トウキョウダルマガエル、ネアカヨシヤンマ、ギンイチモンジセセリの生息が確認されています。

クサナギオゴケ

クマガイソウ

コウホネ

カタクリ

サシバ

ミナミメダカ

トウキョウダルマガエル

ギンイチモンジセセリ

写真提供：栗山氏、和田氏、芳賀氏、太田氏

一方、市内では、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）により特定外来生物として指定されている植物であるオオキンケイギクやアレチウリ等の繁殖、動物ではアライグマ、ウシガエル、カミツキガメ、セアカゴケグモ、アカミミガメ、アメリカザリガニ等の生息が確認されています。外来生物とは、もともと日本にはいなかった生物で、海外から持ち込まれて日本に生息するようになった生物のことです。外来生物によって、昔からその場所に生息していた在来種の生息が脅かされ、地域の生態系が損なわれたり、人間の健康や農林水産業等に大きな被害が及んだりする可能性があることが問題となっています。

外来生物による被害を予防するためには、

1. 悪影響を及ぼすおそれのある外来生物を非分布域へ「入れない」
2. 飼養・栽培している外来生物を「捨てない（逃がさない・放さない）」
3. 既に野外にいる外来生物を他地域に「拡げない（増やさない）」

の三原則を心にとめ、適切に対応する必要があります。

オオキンケイギク

アレチウリ

カミツキガメ

ウシガエル

写真提供：環境省

コラム：OECM と自然共生サイト

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保全・保護すること（30by30）が大きな目標の一つとして掲げられたことから、日本を含む世界各地で OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）への期待が高まっています。

OECM とは、自然公園等の保護地域※以外で、民間や自治体の取組みにより生物多様性保全に貢献している区域のことです。OECM の中には、生物多様性保全が主目的の区域（企業や民間団体等が保全活動を実施している森林やビオトープ等）と、生物多様性保全が主目的ではないものの、結果的にその保全に大きく貢献している区域（里山や社寺林、都市公園等）があります。

日本では、国際目標（30by30 目標）の達成のため、保護地域内外を問わず、民間の取組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」という名称で認定する取組みを進めています。「自然共生サイト」に認定された区域は、保護地域との重複を除き、国際目標の達成度評価のために運用されている OECM 国際データベースに登録されます。

※保護地域：自然環境保全地域、国立・国定公園、都道府県立自然公園、鳥獣保護区等、法律等に基づき一定の開発・捕獲規制等の行為が制限されている地域

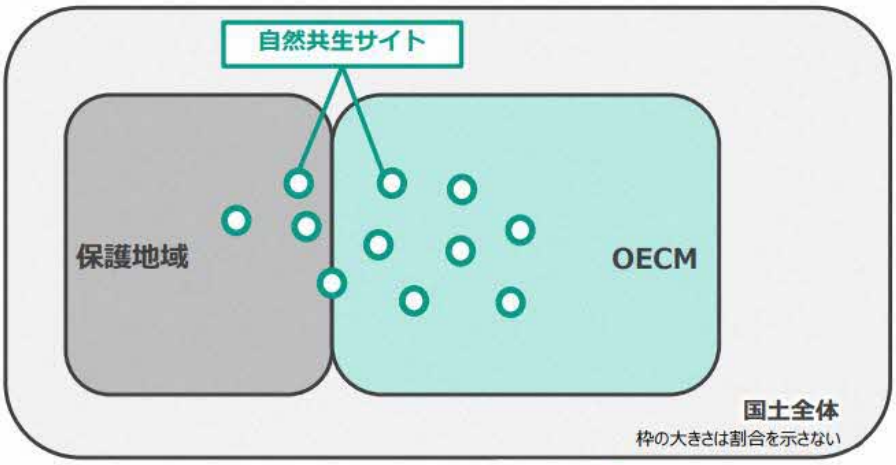

図中の○が「自然共生サイト」

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」は、
例えば、

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原・・・

といったエリアのうち、
企業、団体・個人、自治体による様々な取組によって、本来目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域

出典：OECM の設定・管理の推進に関する検討会（環境省）
民間取組等と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会（環境省）

施策２　みどり・水辺の保全

暮らしに潤いを与え、生物多様性の源となる等、多様な機能を有するグリーンインフラ※p.5 参照としての里山、農地、河川等の水辺環境、都市部のみどりを形成する公園・緑地、街路樹等のみどりや水辺を保全します。

成果指標

成果指標			達成に寄与する取組み		
指標	現状値	目標値	市	市民	事業者
自然環境保全地区の数	新規指標のため現状値無し	3 箇所 以上	1	③	③
自然環境に満足している市民の割合	38% (2022 年度)	50% 以上	1～4	①～③	①～③

市の取組み

1　里山環境を保全・活用します。

「自然環境保全地区」を選定し、環境保全活動団体等との協働により保全・活用を図ります。また、手入れの行き届かない人工林等の整備・保全を促進します。

【主な取組み】

- 重点 自然環境保全地区の選定、環境保全活動団体等との協働による保全〔再掲〕（環境政策課）
- 重点 森林環境譲与税※p.60 参照の活用等による手入れの行き届かない人工林の整備・保全〔再掲〕（産業振興課）
- **【新規】**環境保全活動団体等との協働による環境保全ボランティアの養成（環境政策課）
- 森林保全ボランティアの養成（産業振興課）

2　農業振興・農地保全の取組みを推進します。

グリーンインフラとしての機能を有する農地を保全します。また、農業への市民の関心を高めるとともに、地域住民等による農地や農業用施設の保全活動を支援します。

【主な取組み】

- 市民親子農業収穫体験講座による農とのふれあい（産業振興課）
- 認定農業者制度の活用等による次世代の担い手の育成支援（産業振興課）
- 農地集約等による耕作放棄地の解消（産業振興課）
- 環境にやさしい農業経営者（エコファーマー）への支援（産業振興課）
- 農産物の地産地消の促進（産業振興課）
- 農地等の保全活動への支援（産業振興課）

3 水辺を保全・活用します。

グリーンインフラとしての市内河川等の身近な水辺を維持管理します。また、市民が水辺に親しめる機会を提供します。

【主な取組み】

- 河川や水路等の整備・保全（土木課、下水道課）
- 水辺の清掃活動やイベント等の開催（環境政策課）

4 身近なみどりを保全・活用します。

グリーンインフラとしての公園・緑地、街路樹等の維持管理・整備を行います。また、市民・事業者による緑化活動を支援します。

【主な取組み】

- みどりのカーテンの普及促進〔再掲〕（環境政策課）
- 自然とふれあえる公園・緑地の維持管理（都市計画課）
- 街路樹の整備・保全（土木課）

市民の取組み

① 植栽、みどりのカーテン、屋上緑化等、身近なみどりを増やしましょう。〔再掲〕
② 水とみどりとのふれあいを通して、自然への理解を深めましょう。
③ 地域の環境保全活動に参加しましょう。〔再掲〕

事業者の取組み

① 植栽、みどりのカーテン、屋上緑化等、敷地内のみどりを増やしましょう。〔再掲〕
② 地域の水辺・緑地空間の大切さを理解し、自然環境を保全しましょう。
③ 地域の環境保全活動に参加・協力しましょう。〔再掲〕

コラム：森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税は、2024（令和６）年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収するものです。

また、森林環境譲与税は、市町村が実施する間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」の財源として、各市町村の私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による基準で按分し、各市町村に譲与されています。

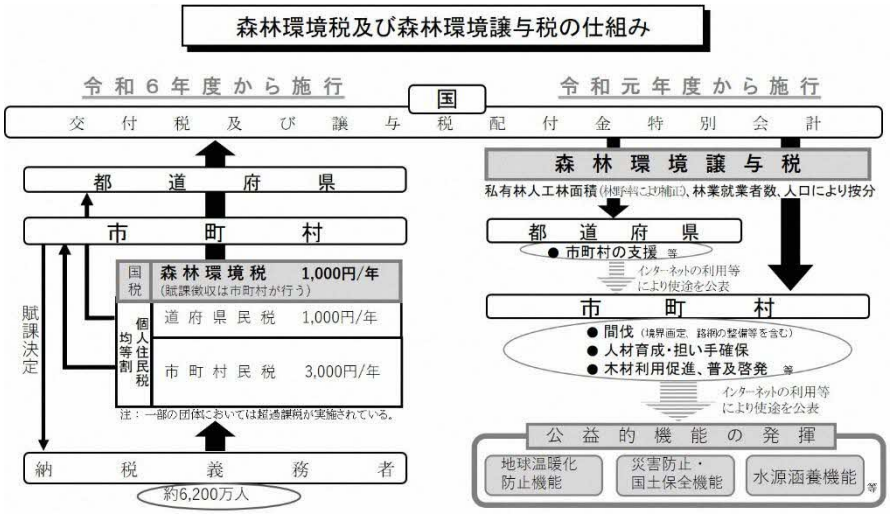

出典：林野庁ホームページ（https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/kankyouzei_jouyozei.html）

本市では、森林環境譲与税を、森林所有者が行う間伐や下刈り等の森林整備に要する経費の補助や、減少傾向にある森林の担い手の確保・育成を目的とした森林保全ボランティア養成事業に使用しています。

コラム：森林による二酸化炭素の吸収

森林を構成する一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、体内に炭素を固定して成長します。この二酸化炭素を取り込み、成長していくことを森林吸収といいます。成長期の若い森林では、二酸化炭素をどんどん吸収して大きくなりますが、成熟した森林では、吸収量に対する呼吸量がだんだん多くなっていき、差し引きの吸収能力は低下していきます。

そのため、森林吸収源として認められる森林は、植林や間伐等森林を適切な状態に保つために人為的な施業（森林経営）がなされている森林や、特別緑地保全地区、都市公園等の都市緑化による森林、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）に認定された森林等、定期的な管理がなされている森林や樹林となっています。

民有地の樹木や樹林、社寺林等は、森林吸収源にはカウントはされませんが、大気中の二酸化炭素の吸収に貢献していることに変わりはなく、身近な樹木や樹林を大切に管理することも地球温暖化対策の重要な取組みのひとつとなります。

基本目標３

【資源循環】

循環型社会の実現に向けた取組みを実践するまち

成果指標

基本目標	施策	成果指標		
		指標	現状値	目標値
循環型社会の実現に向けた取組みを実践するまち	（1）4R の推進	１人１日あたり総排出量	765g/人・日 (2022 年度)	755g/人・日 以下
		１人１日あたり家庭系ごみ排出量	516g/人・日 (2022 年度)	495g/人・日 以下
	（2）ごみの適正な処理の推進	リサイクル率	21.7% (2022 年度)	23.9% 以上
		可燃ごみ中のプラスチック混入率	26.8% (2022 年度)	9.4% 以下

施策１　４Ｒの推進

ごみの排出量削減に向けて、4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）に取り組みます。

成果指標

成果指標			達成に寄与する取組み		
指標	現状値	目標値	市	市民	事業者
１人１日あたり総排出量	765g/人・日 (2022 年度)	755g/人・日 以下	1～5	①～⑫	①～⑦
１人１日あたり家庭系ごみ排出量	516g/人・日 (2022 年度)	495g/人・日 以下	1～5	①～⑫	③～⑦
リサイクル率	21.7% (2022 年度)	23.9% 以上	4	⑤～⑧	―

市の取組み

1　４Ｒの推進のための普及啓発を行います。

資源循環に配慮した事業活動や消費行動の重要性等を周知するとともに、ごみの減量や資源化のための普及啓発を行います。

【主な取組み】

- 市政だよりや市民向け講習会等による４Ｒの普及啓発（廃棄物対策課、クリーンセンター）
- 資源循環に配慮した環境配慮型製品の選択の促進（廃棄物対策課）
- 海洋プラスチックごみ問題の周知（廃棄物対策課）
- 循環経済の意義の啓発（廃棄物対策課）

2　発生抑制（リデュース）を推進します。

ごみの排出量を抑制するための取組みを推進します。

【主な取組み】

- 重点　フードドライブの実施（廃棄物対策課）
- 市民や事業者に対する食品ロス削減の啓発（廃棄物対策課）
- 生ごみの減量・たい肥化の普及促進（廃棄物対策課）
- 食べきり協力店の周知（廃棄物対策課）

3 再使用（リユース）を推進します。

不要となったものを再使用するための取組みを推進します。

【主な取組み】

- リユースショップやフリーマーケット等の活用の促進（廃棄物対策課）
- リユース品交換制度等のさらなる充実（廃棄物対策課）
- 良質な粗大ごみの補修・販売制度の導入検討（廃棄物対策課、クリーンセンター）

4 資源化（リサイクル）を推進します。

資源化できるものを再生利用するための取組みを推進します。また、市民団体等による資源物の集団回収活動等、地域で誰でも参加しやすい資源物回収を支援します。

【主な取組み】

- **【新規】**製品プラスチックの分別収集体制の確立（クリーンセンター、廃棄物対策課）
- 資源物の拠点回収の実施（廃棄物対策課）
- 事業者による使用済み製品や容器等の回収の促進（廃棄物対策課）
- 雑がみ、剪（せん）定枝、廃食油、小型家電等の資源回収の実施（クリーンセンター）
- 自治会や子ども会等が行う資源物の集団回収活動への支援（廃棄物対策課）

5 発生回避（リフューズ）を推進します。

不要なものを断る等、ごみの発生を回避する意識を啓発します。

【主な取組み】

- **【新規】**マイボトル利用促進のための施策の検討（廃棄物対策課）
- 不要なものは断る意識の啓発（廃棄物対策課）
- 買い物袋持参運動の推進（廃棄物対策課）

市民の取組み

① 必要なものを必要なだけ購入し、食材の食べきりや使いきりを実践しましょう。
② 食べきり協力店を利用しましょう。
③ 生ごみの水きりやたい肥化に努めましょう。
④ リユース品交換制度やリユースショップ等を活用しましょう。
⑤ ごみ分別一覧表やアプリ「さんあ～る」を用いて、資源物の分別排出を徹底しましょう。
⑥ 雑がみの分別を通じて紙を再資源化しましょう。
⑦ 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使用しましょう。
⑧ 再資源化物集団回収に積極的に参加しましょう。
⑨ すぐにごみになるものや資源化しにくいものの購入を控えましょう。
⑩ マイバッグやマイボトルを持参し、レジ袋や使い捨てプラスチック製品の使用を抑制しましょう。
⑪ 商品の過剰包装は断りましょう。
⑫ 店頭でのばら売りや量り売り、詰め替え可能な商品、繰り返し使用可能な容器を用いている商品を利用しましょう。

事業者の取組み

① 資源循環に配慮した製品の設計、製造、販売に努めましょう。
② 飲食店では、食品の食べ残しが発生しないよう利用者に呼びかけましょう。
③ 資源にできるものは主体的に回収しましょう。
④ すぐにごみになるようなものや資源化しにくいものの使用・製造を控えましょう。
⑤ 使い捨てプラスチックの提供を控えましょう。
⑥ 商品の過剰包装を控えましょう。
⑦ ばら売りや量り売りの商品を増やしましょう。

コラム：拠点回収

市では、資源のリサイクルを推進するため、以下の製品等の拠点回収を行っています。

（各拠点は令和 5 年 10 月現在）

●小型家電

回収した小型家電は、業者に引き渡した後、小型家電の中に含まれるベースメタル（金や銅）やレアメタル（リチウムやプラチナ）等を回収し、再生利用しています。

対象品目：携帯電話端末、タブレット端末、電話機、ラジオ、デジカメ、ビデオカメラ、DVD/BD レコーダー、MD プレイヤー、ヘッドフォン、イヤホン、USB メモリ、電子辞書、電卓、電子体温計、懐中電灯、時計、ゲーム機、カー用品等

排出方法：市役所本庁舎総合受付前、公民館、文化センター等の市内公共施設 10 か所に設置された専用回収ボックスへ投入

●使用済みインクカートリッジ

回収したインクカートリッジは、業者に引き渡した後、洗浄・インク充填を行い、リサイクルカートリッジを作製し再利用しています。また、再利用できないインクカートリッジは、リサイクルパレット等プラスチック資源としてリサイクルしています。

対象：全メーカーの使用済みインクカートリッジ

排出方法：市役所本庁舎総合受付前に設置された専用回収ボックスへ投入

●使い捨てコンタクトレンズ空ケース

回収した空ケースは、リサイクル業者に売却し、ボールペン等様々な製品として再生利用しています。また、空ケースの売却益は、民間事業者から「アイバンク」に寄付しています。

対象：メーカー・購入場所問わず、ほぼ全ての使い捨てコンタクトレンズの空ケース

排出方法：市役所本庁舎総合受付前と南部総合福祉センターわろうべの里に設置された専用回収ボックスへ投入

●ペットボトルキャップ

回収したペットボトルキャップは、市社会福祉協議会が、民間事業者を通じて売却し、その売却益はワクチン購入費に充てられています。

対象：お茶やジュース、しょう油等の容器として利用されているペットボトルのキャップ

排出方法：市役所本庁舎総合受付前と総合福祉センター3 階に設置された専用回収ボックスへ投入

施策２　ごみの適正な処理の推進

ごみの分別排出の徹底、ごみ出しが困難な市民への戸別収集の対応、環境や安全に配慮した収集運搬作業の効率化等、ごみの適正な処理に取り組みます。

成果指標

成果指標			達成に寄与する取組み		
指標	現状値	目標値	市	市民	事業者
１人１日あたり総排出量	765g/人・日 (2022 年度)	755g/人・日 以下	1	①	①
１人１日あたり家庭系ごみ排出量	516g/人・日 (2022 年度)	495g/人・日 以下	1	①	①
可燃ごみ中のプラスチック混入率	26.8% (2022 年度)	9.4% 以下	1	①	①

市の取組み

1　ごみの分別排出を徹底します。

可燃ごみに含まれている資源物を徹底して削減するため、ごみの分け方や出し方について必要な情報をわかりやすく市民・事業者に提供し、分別排出の徹底を図ります。

【主な取組み】

- 重 点 プラスチックの分別の促進（廃棄物対策課、クリーンセンター）
- ごみ分別一覧表やアプリ「さんあ～る」等を活用した分別の周知徹底（クリーンセンター）
- 自治会との協働によるごみの出し方（分別収集、収集日、ごみ集積所の管理）の周知徹底（クリーンセンター）
- 事業者に対する分別の徹底の呼びかけや指導（クリーンセンター）
- 古紙類・繊維類等の資源物の分別の促進（廃棄物対策課、クリーンセンター）

2 安定的で効率的なごみ処理を行います。

クリーンセンターの適切な維持管理等、安定的なごみ処理を行います。また、高齢者世帯の増加等、将来のごみを取り巻く環境の変化に対応するとともに、環境と安全に配慮した収集・運搬を行います。

【主な取組み】

- 法令・リサイクル技術の動向、市民意識等の変化に応じた新たな収集・運搬方法の検討（廃棄物対策課、クリーンセンター）
- 次期ごみ処理施設の整備（廃棄物対策課）
- クリーンセンターの定期的な点検・整備と設備の修繕（クリーンセンター）

3 災害発生時のごみ処理に関する対応力を強化します。

災害廃棄物処理体制を確立し、災害発生時におけるごみ処理方法の周知を図ります。

【主な取組み】

- 災害廃棄物処理体制の確立（廃棄物対策課）
- 災害発生時におけるごみ処理方法の周知（廃棄物対策課、クリーンセンター）

市民の取組み

① ごみの分別・排出ルールに基づいて、ごみや資源物を適正に排出しましょう。

② 災害時は、市が発信する情報に従い、ごみを適正に排出しましょう。

事業者の取組み

① ごみの分別・排出ルールに基づいて、ごみと資源物を正しく処理しましょう。

② 災害時は、市が発信する情報に従い、ごみを適正に排出しましょう。

③ 災害時の協力・連携に関して、市と協定を締結することを検討しましょう。

コラム：ごみ分別アプリ「さんあ～る」

市では、ごみの出し方や収集日等をスマートフォンやタブレット端末から確認することができる、ごみ分別促進アプリ「さんあ～る」を導入しています。また、ウェブ版においても、アプリと同様の機能（収集日カレンダーやごみ分別表機能等）を表示することが可能です。

【主な機能】

・お知らせ（インフォメーション）
・ごみの出し方一覧・分別ガイドブック
・地域ごとの収集日カレンダー
・ごみに関するお問い合わせ先一覧
・ごみ分別表（50 音順）
・よくある質問

App Store　Google Play

コラム：市のごみの現状

市では、可燃ごみの分別状況の調査を行っています。2022（令和 4）年度の可燃ごみの中には、プラスチック・ビニール類が 26.8%混入していました（乾ベース）。焼却するごみの中に異物が混入していると、焼却炉等の設備の故障原因となりますので、安定したごみ処理のためにも、「さんあ～る」等を活用し、ごみを正しく分別することが大切です。

また、ごみを処理するためには、ごみを集める費用、集めたごみを焼却・破砕する費用、焼却で生じた灰を処分する費用等がかかります。これらの処理を行うために 2022（令和 4）年度は約 14 億 200 万円かかっています。この金額を 1 日あたりにすると約 384 万円、市民 1 人あたりでは、年間 1 万 4,577 円になります。一人一人のちょっとした心掛けと積み重ねでごみを減らし、ごみ処理にかかる費用も減らしていきましょう。

ごみ処理費用　年間	1 日あたり	市民 1 人あたり年間
14 億 200 万円	**384 万円**	**1 万 4,577 円**

コラム：災害時のごみ処理

市では、日本大学と「災害時における土地の一時貸借に関する協定」を締結し、和良比地区の日本大学のグラウンドを災害廃棄物（がれき・粗大ごみ等を含む）の仮置場としています。

基本目標４

【生活環境保全】

健やかに安心して暮らせるまち

成果指標

基本目標	施策	成果指標		
		指標	現状値	目標値
健やかに安心して暮らせるまち	(1) 安全･安心な生活環境の保全	生活環境（大気、騒音、振動等）に満足している市民の割合	40% (2022 年度)	50% 以上
		生活排水処理率	95.9% (2022 年度)	95.9% 以上
	(2) 気候変動適応策の推進	気候変動の影響に備えている市民の割合	新規指標のため現状値無し	2027 年度実施予定の調査より 10%以上アップ

施策１　安全・安心な生活環境の保全

法令等に基づく事業所・工場等への指導、大気・水質等の監視・測定、不法投棄対策等に取り組みます。

成果指標

成果指標			達成に寄与する取組み		
指標	現状値	目標値	市	市民	事業者
生活環境（大気、騒音、振動等）に満足している市民の割合	40% (2022 年度)	50% 以上	1 2	①～④	①～⑤
生活排水処理率	95.9% (2022 年度)	95.9% 以上	1	③④	①～④

市の取組み

1　生活環境保全対策を実施します。

生活環境を保全するため、事業所・工場等へのパトロール、立ち入り検査、指導等を実施します。また、航空機騒音の軽減や生活排水処理の改善に向けた取組みを実施します。

【主な取組み】

- 重点 不法ヤード等に対する監視パトロールの実施、県・警察等の関係機関と連携した監視・指導体制の強化（環境政策課）
- 事業所や工場等に対する事前指導・違反事業者への指導の実施（環境政策課）
- 土砂等の埋立て等に対する監視パトロール、県・警察等の関係機関と連携した監視・指導体制の強化（環境政策課）
- ごみの不法焼却（野焼き）に対する監視パトロール、事業者・市民への周知、違反者への指導の実施（環境政策課）
- 羽田空港再拡張事業に伴う航空機騒音の軽減に向けた県・関係自治体と連携した国への要望の実施（環境政策課）
- 公共下水道供用開始区域における公共下水道への接続の促進（下水道課）
- 公共下水道供用開始区域外における単独処理浄化槽・くみ取便所から高度処理型合併処理浄化槽への転換の促進（環境政策課）

2 大気・水質等の監視・測定を実施し、結果を公表します。

大気、水質、騒音、ダイオキシン類等の監視・測定を実施し、公表します。

【主な取組み】

- 光化学スモッグ注意報等の発令時における市民・関係機関への周知（環境政策課）
- 河川水質調査の実施と結果の公表（環境政策課）
- 主要幹線道路における自動車騒音調査の実施と結果の公表（環境政策課）
- ダイオキシン類調査の実施と結果の公表（環境政策課）

3 ごみの散乱等がない、きれいなまちづくりを進めます。

不法投棄の未然防止、早期発見、撤去対応を実施するとともに、四街道駅前等のごみのポイ捨てや路上喫煙を防止するための啓発・美化活動を推進します。また、空地の所有者に対する雑草除去の指導を行います。

【主な取組み】

- パトロールの実施や地域の協力による不法投棄の未然防止、早期発見、撤去（廃棄物対策課、環境政策課）
- 四街道駅前等におけるごみのポイ捨てや路上喫煙を防止するための啓発・美化活動の推進（環境政策課）
- 空地の所有者に対する雑草除去の指導の実施（環境政策課）

コラム：ごみゼロ運動

市では、毎年 5 月にごみゼロ運動を実施しています。令和 5 年度は 5,730 人の市民が参加し、8.10t のごみを集めました。（うち、空き缶 0.12t をリサイクルしました。）

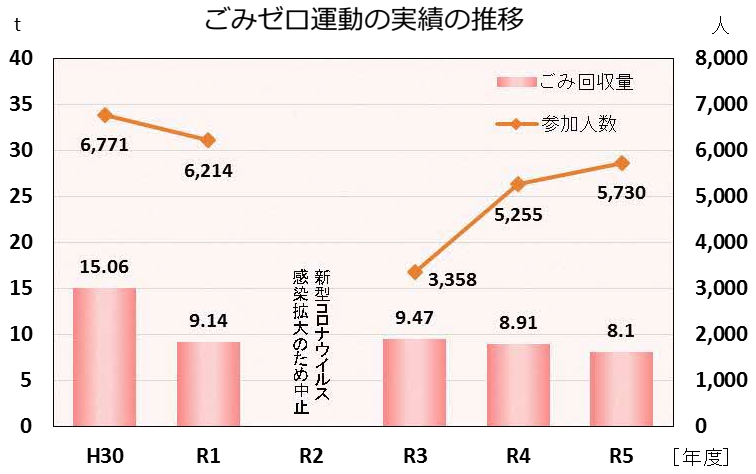

市民の取組み

① 暮らしの中から生じる騒音・悪臭の防止等、近隣に配慮した生活を心がけましょう。
② 家庭ごみや剪定枝等の野焼き・不法投棄はせず、適正に処理しましょう。
③ 公共下水道へ切替えましょう。（公共下水道供用開始区域）
④ 単独処理浄化槽・くみ取便所から高度処理型合併処理浄化槽への転換を検討しましょう。（公共下水道供用開始区域外）
⑤ 自宅周辺の道路等の清掃・除草を定期的に行うよう努めましょう。
⑥ ごみ出しの際は、収集日や収集時間等を守りましょう。
⑦ 空き缶やたばこ等のごみのポイ捨てはせず、適正に処理しましょう。
⑧ 地域の清掃活動に参加しましょう。

事業者の取組み

① 騒音・振動を発生させる機械や拡声器等の使用を控え、使用する場合には周辺に配慮しましょう。
② 工場・事業所等における悪臭の発生源については、密閉性の高い建屋内に設置する等周辺に影響を及ぼさないようにしましょう。
③ 事業所の敷地内でごみを焼却せず、適正に処理しましょう。
④ 事業所からの排水は、法令に基づいて適切に管理しましょう。
⑤ 事業活動による周辺への影響に配慮し、地域との調和を図りましょう。
⑥ 事業所周辺の道路等の清掃・除草を定期的に行うよう努めましょう。
⑦ 地域の清掃活動に参加・協力しましょう。

コラム：市のヤード問題

【ヤード】

ヤードには、使用済自動車の解体やエンジン等の自動車部品の保管等を行う「自動車ヤード」と、金属スクラップや使用済みプラスチック等の保管や破砕等を行う「金属スクラップヤード」があります。

千葉県には、約 650 箇所の自動車ヤード、約 330 箇所の金属スクラップヤードがあります。本市は、高速道路のインターチェンジがあり、成田空港にも近い立地から、県内でも特にヤードが多い地域となっています。

【自動車ヤード】

一部の自動車ヤードは、国際犯罪組織による盗難自動車の解体・不正輸出のための作業場となっているほか、不法滞在外国人の稼働・い集場所や薬物の使用・隠匿場所として利用される等、犯罪の温床となっている実態が認められ、治安上の脅威となっています。県では、県民の生活環境に悪影響を及ぼしたり、平穏な生活を脅かしたりするヤードの適正化を図るため、ヤード運営者に対して届出等を義務付けたり、条例の違反者に対して罰則を設けた全国初となる条例「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（略称：自動車ヤード条例）」を制定し、2015（平成 27）年４月に施行しました。県では警察と連携し定期的な立入りを実施し、油の地下浸透防止措置や取引記録の保存等を検査し、条例が遵守されるよう指導しています。

【金属スクラップヤード】

近年、資源の有効利用の観点からリサイクルを推進することが重要とされている中、一部の金属スクラップヤードでは、高積み等の不適正な保管による崩落の危険や火災の発生、事業場内での作業に伴う騒音等が問題となっています。そのため、県では、事業許可の取得義務や、住民説明会等の実施、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図るための保管基準の遵守義務等を定めた「千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（通称：金属スクラップヤード等規制条例）」を制定し、2024（令和 6）年４月に施行しました。

【市の対応】

本市では、定期的な環境パトロールや警察・消防との合同パトロールを実施し、ヤードにおける野焼き行為の痕跡の有無や騒音・振動、排水、積み上げ高等の状況を確認しています。不適切な状況を確認した場合は適用法令に従った是正指導を行うとともに、状況に応じて県や警察等の関係機関とも連携して対応しています。

施策２　気候変動適応策の推進（気候変動適応計画）

地球温暖化による気候変動の影響を回避・軽減するため、今あるグリーンインフラを有効に活用し、気候変動適応策に取り組みます。

【気候変動適応計画としての位置づけ】

本計画では、基本目標４施策２を気候変動適応法第 12 条に基づく「四街道市気候変動適応計画」として位置づけます。

成果指標

成果指標			達成に寄与する取組み		
指標	現状値	目標値	市	市民	事業者
気候変動の影響に備えている市民の割合	新規指標のため現状値無し	2027 年度実施予定の調査より 10%以上アップ	1 2	①～⑥	①～⑥

市の取組み

1　自然災害対策を推進します。

豪雨の増加や台風の大型化等による浸水、土砂崩れ、河川の氾濫等の災害への防災対策を推進します。また、防災ハザードマップを周知し、市民防災意識の向上を図ります。

【主な取組み】

- 重 点　**【新規】**公共施設への太陽光発電 PPA※p.49 参照等を活用した災害に強い自立・分散型システムの導入検討〔再掲〕（環境政策課）
- 防災ハザードマップや災害情報等を配信する「よめーる」の周知等による市民防災意識の向上（危機管理室）
- 下水道施設・雨水貯留施設の整備、雨水浸透貯留槽の設置指導、排水施設や河川の整備・保全による水害予防対策の推進（下水道課、土木課、都市計画課）
- 都市部の雨水浸透性を高めるグリーンインフラ※p.5 参照としての公園・緑地の維持管理（都市計画課）
- 災害時のエネルギー確保のための再生可能エネルギー、蓄電池、燃料電池等の活用に関する情報提供・導入支援〔再掲〕（環境政策課）

コラム：防災ハザードマップ

防災ハザードマップは、大雨で河川が氾濫したときや低地等に雨水が溜まったときの浸水の予想、各地区の避難場所、避難時に必要な情報や心得、地震への備え等について具体的にまとめたものです。ハザードマップには、最大規模の洪水が起こった場合、どの場所がどれくらい浸水するかが色別で示され、また、土砂災害危険地域も図示されています。

自分の住んでいる場所が、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に該当するか防災ハザードマップで確認し、災害の発生が予想される場合に、避難が必要かどうか事前に確認をして、危険を感じたら早めに適切な避難行動がとれるようにすることが大切です。

2　健康被害対策を推進します。

地球温暖化の進行やヒートアイランド現象等の影響により都市部の高温化が進み、熱中症の発症リスクや新たな感染症の蔓延リスクが高まっていることから、高齢者をはじめとした市民へ向けて予防に関する情報提供等を行います。また、公共施設を省エネルギー対策と熱中症対策を兼ねたクーリングシェルターとし、市内大型店舗等に対しては設置の協力を呼びかけます。

【主な取組み】

- **【新規】**公共施設や大型店舗等のクーリングシェルターとしての利用促進
（施設所管課、環境政策課）
- 熱中症警戒情報等の迅速な周知、熱中症予防に関する情報提供、関係機関等を通じた高齢者等に対する見守り・声かけ活動の強化
（環境政策課、健康増進課、高齢者支援課、学務課、保育課）
- 新たな感染症に関する情報収集・周知（健康増進課）
- ヒートアイランド対策となるグリーンインフラ※p.5 参照としての公園・緑地の維持管理
（都市計画課）
- みどりのカーテンの普及促進〔再掲〕（環境政策課）
- 光化学スモッグ注意報等の迅速な周知（環境政策課）

3　農作物への影響に関する対策を推進します。

関係機関等と連携して農業における気候変動対策に関する情報を収集し、農家へ周知します。

【主な取組み】

- **【新規】**温暖化に適応した農作物の栽培や品種の情報収集・農家への周知（産業振興課）

市民の取組み

① 防災ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備えましょう。

② 日頃から３日分程度の食料品を備蓄し、非常時に持ち出すものを整理する等、災害へ備えましょう。

③ 災害時にも自立したエネルギーを確保できるように、再生可能エネルギー、蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を検討しましょう。

④ 熱中症対策の情報を収集し、こまめな水分補給やクーリングシェルターの活用等により予防しましょう。

⑤ 緑のカーテン、屋上緑化、打ち水等、まちが涼しくなるよう取り組みましょう。〔再掲〕

⑥ 気候変動によって想定される新たな感染症に関する情報を入手しましょう。

事業者の取組み

① 防災ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備えましょう。

② 災害時には、避難場所や物資の提供に努めましょう。

③ 災害時にも自立したエネルギーを確保できるように、再生可能エネルギー、蓄電池、業務用燃料電池等の導入を検討しましょう。

④ 熱中症対策の情報を収集し、予防しましょう。

⑤ 緑のカーテン、屋上緑化、打ち水等、まちが涼しくなるよう取り組みましょう。〔再掲〕

⑥ 気候変動によって想定される新たな感染症に関する情報を入手し、従業員やその家族へ周知しましょう。

基本目標５

【環境行動】

みんなで環境づくりに取り組むまち

成果指標

基本目標	施策	成果指標		
		指標	現状値	目標値
みんなで環境づくりに取り組むまち	(1) 環境教育・環境学習の推進	環境学習参加人数	173 人 (2022 年度)	1,300 人 以上
	(2) 協働による環境保全活動の推進	自然環境保全活動ボランティア参加人数	47 人 (2022 年度)	180 人 以上
		普段から環境保全活動に取り組んでいる市民の割合	50% (2022 年度)	60% 以上

施策 1　環境教育・環境学習の推進

生涯学習の機会や小学校等における環境教育等を通じて、市民一人ひとりの環境への知識と理解の向上を図ります。

成果指標

成果指標			達成に寄与する取組み		
指標	現状値	目標値	市	市民	事業者
環境学習参加人数	173 人 (2022 年度)	1,300 人 以上	1 2	①②	①②

市の取組み

1　市民等が環境学習に取り組める機会の充実を図ります。

環境に対する理解と関心を深めるため、市政だよりや市ホームページ、ＳＮＳ等を活用して、市の取組みや体験型を含む学習機会、環境保全活動団体の活動内容等の情報を発信します。

【主な取組み】

- 重 点 市民・事業者が取り組める環境行動に関する情報の発信（環境政策課）
- 環境保全活動団体の活動内容に関する情報の発信（環境政策課）
- 市の環境や取組み状況の市政だよりや市ホームページ、ＳＮＳ等による公表（環境政策課）
- 環境に関する体験型を含む学習機会の提供（環境政策課、産業振興課、都市計画課）

2　小学生等への環境教育を行います。

小学生等に対し、環境学習授業や環境教材の提供を通じて環境教育を行います。

【主な取組み】

- 環境学習授業の実施（環境政策課、廃棄物対策課）
- 環境教材の提供（環境政策課）

市民の取組み

① 環境に関する情報を入手して、環境問題等への理解を深めましょう。
② 動画の視聴や講座への参加を通じて、環境学習に取り組みましょう。

事業者の取組み

① 環境に関する情報を入手して、社員の環境問題等への理解を深めましょう。
② 社員の環境学習講座等への参加・協力を検討しましょう。

コラム：市の環境学習講座

市では、環境に関する講座や自然環境に触れ合えるイベント等、様々な環境学習機会の提供を行っています。

名称	概要
生涯学習まちづくり出前講座	「四街道市の環境のはなし（No.41）」 大気・水質のはなし
	「ゴミの減量とリサイクル講座（No.42）」 ゴミの減量方法とリサイクル
	「考えよう！ゴミについて（No.43）」 ごみ処理の現状と施設見学
環境出前講座［四街道ストップ温暖化委員会］	千葉県地球温暖化防止活動推進員が中心となって活動する市民環境団体である「四街道ストップ温暖化委員会」が、小学校や自治会で開催している環境学習講座
市民親子農業収穫体験講座	楽しみながら農業を学ぶことを目的とした体験講座
印旛沼観光船での自然観察会	観光船に乗り、印旛沼の自然や水質等について学ぶ観察会
森林保全ボランティア養成講座	市民が自然との関わりや森林との豊かな関係を体感し、森林や自然環境について理解を深めるため、森林の手入れに関する基礎知識と管理技術を習得する講座

施策 2　協働による環境保全活動の推進

市民・事業者それぞれが環境にやさしい行動を実践し、連携して環境保全活動に参加できる取組みを推進します。

成果指標

成果指標			達成に寄与する取組み		
指標	現状値	目標値	市	市民	事業者
自然環境保全活動ボランティア参加人数	47 人 (2022 年度)	180 人 以上	1 2	②	④
普段から環境保全活動に取り組んでいる市民の割合	50% (2022 年度)	60% 以上	1 2	①②	―

市の取組み

1　環境保全活動の担い手となる人材を育成し、活動を支援します。

環境保全活動に参加する人材を育成するとともに、市民、事業者、環境保全活動団体等の取組みを支援し、連携・協働を推進します。

【主な取組み】

- 重 点 環境保全活動団体への支援（環境政策課）
- **【新規】**家庭・事業所における効果的な省エネルギー活動のための「デコ活」の参加促進〔再掲〕（環境政策課）
- **【新規】**環境保全活動団体等との連携による環境保全ボランティアの養成〔再掲〕（環境政策課）
- 各種補助制度の情報提供（環境政策課）
- 森林保全ボランティアの養成〔再掲〕（産業振興課）

2　様々な主体との連携を通じて、活動の輪を拡大します。

市民、事業者、環境保全活動団体等との連携を通じて、環境保全活動の輪を拡大していきます。

【主な取組み】

- 環境保全活動団体との連携によるホタル観察地の清掃活動の実施（環境政策課）
- 市民ボランティア参加の上手操川清掃活動の実施（環境政策課）
- 事業者等との連携による四街道駅前ポイ捨て防止キャンペーンの実施（環境政策課）

市民の取組み

① 日常生活において、環境にやさしい行動を実践しましょう。
② 地域の環境保全活動や清掃活動に参加しましょう。〔再掲〕

事業者の取組み

① 環境にやさしい事業活動を実践しましょう。
② 環境に関する制度等の情報を収集し、事業活動に活用しましょう。
③ 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、エコステージ、グリーン経営認証等）の導入に努めましょう。〔再掲〕
④ 地域の環境保全活動や清掃活動に参加・協力しましょう。〔再掲〕

コラム：環境保全活動団体や市民等との協働の取組み

市では、ホタルが自生する山梨地先の休耕田を借り上げ、環境保全活動団体と協働し自然観察地として整備しています。自然観察地では毎年 2 回（春と秋）、地域の協力のもと、環境保全活動団体とともにホタルの生育場所となる水路等の清掃を行い、ホタルの住み良い環境を維持しています。

また、印旛沼の浄化活動の一環として、市民ボランティアと協力して上手繰川河川清掃を実施しています。2023（令和 5）年度は 15 名の市民が参加し、250kg のごみを回収することができました。

これらの清掃活動については、市政だより等で広く参加者を募集しています。

さらに、事業者との協働としては、JR 四街道駅周辺の美化推進重点地区においてポイ捨て防止・歩行喫煙防止キャンペーンを実施し、まちをきれいにする条例の啓発及び環境美化に関する市民意識の向上を図っています。

自然観察地清掃

上手繰川河川清掃